

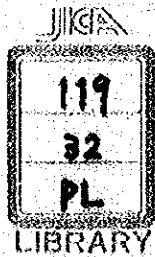
企

6

部内資料

東南アジア諸国の投資環境

(シンガポール編)



国際協力事業団
企画調査調整部

国際協力事業団		
受入 月日	'84. 4. 30	119
登録No.	04066	J2 PL

ま え が き

去る4月21日より25日迄東京に於て「東南アジア貿易、投資、観光促進センター」主催により東南アジア各国代表出席の下に投資に関する政府間会議及び民間レベルの投資セミナーが開催された。本件会議は東南アジア開発閣僚会議のフォローアップとして開催されたものであり、域内各国の投資政策及び関連情報を交換し、今後の投資の促進に資する目的を有しているが、国際協力事業団も同会議にオブザーバーを出席せしめ、事業団の行っている投融資につき紹介につとめると共に、関係各国情報収集に努めた次第である。

本調書は出席各国（インドネシア、タイ、フィリピン、マレーシア、シンガポール、ヴェトナム、ラオス）代表の説明を国別に取り纏めたものであるが、執務上何等参考と上梓するものである。

田中企画調査調整部長

JICA LIBRARY



1046331E31

(注)

東南アジア貿易・投資・観光促進センター
(SEAP CENTRE)

東南アジア開発閣僚会議の第3回会議(1968年)で発案され、1972年設立された国際機関で、事務所は東京にある。

構成員(国)は、インドネシア、日本、カンボジア、ラオス、マレーシア、フィリッピン、シンガポール、タイおよびウトナムである。

事業目的は、東南アジアからの輸出を促進し、東南アジア地域への投資の流入を促進し、並びに同地域への来訪、立寄り観光客の往來を増加させることである。

目 次

(シンガポール編)

	頁
I 投資会議における最近の投資政策に関する 概況説明	3
II 投資セミナーにおける説明	7
III 投資セミナー資料	
資料ノ 投資セミナーテキスト	15
資料ニ 投資関係法	25

シンガポール代表団

Mr. Foo Chick Fong

Economic Affairs Officer

Embassy of the Republic of Singapore

I 投資会議における最近の投資政策に関する概況説明

「保護消費者の権利を確保する消費者委員会」
「消費者問題に関する」

I 投資会議における最近の投資政策に関する概況説明

シンガポールの開発戦略は、工業化を目標としている。資源を欠き、農業基盤がなく、60年代半ばに大量失業者を出して、国際貿易に依存する伝統的経済体制から脱却する必要性のある当国としては、この目標は当然のことである。そして、このためにシンガポールがとってきている方法は、製造業を営む外国人投資の誘致である。国内市場が小さく、確立した外国輸出市場もなく、伝統的商業経済から最新の科学技術を用いる近代工業センターへの早急な移行を旨ざしているシンガポールのような小さな国にとっては、技術、技能、確立した海外市場、経営及び財務管理能力を持った外国の有名企業を招くのが最善の方法であろう。

この目的のためにシンガポールは外国人投資のための各種の政策を採って、広く有利な投資環境を整備している。輸出指向産業については、100%外国人保有も認められており、また近代的社会基盤施設—工業用地、電

気及び水道、港湾、空港、道路、通信、産業金融、低額労働者住宅—も整えられている。熟練労働者も教育制度と工場訓練制度による大規模労働力開発計画によって増大し、また、リベラルな移民流入政策の採用で質の高い経験豊富な経営専門家や技術者の移住も可能となっている。更に技術水準や生産水準の向上に資する企業には税法上の優遇措置も与える。外国企業だからと言って国内企業と異なる制限は何もなく、全ての企業に企業法が平等に適用される。為替管理は完全に自由化されており生産に必要な原材料、中間財、設備及び機械の輸入には輸入税も免除される。

工業化のための外国投資に対するシンガポール政府の広い態度は、また、歴史的な自由港や自由企業体制という伝統にも強く影響を受けており、産業構造の全体的な発展計画を担当している経済開発庁（EDB）は、外国投資家と常に緊密な連絡を保ち、また円滑な投資計画の実施のために外国政府機関と調整連絡をとっている。

以上のような計画が成巧しつつあることは、GDP

(国内総生産)に占める製造業の割合が1960年の9%から1974年には25%になったことから理解されよう。

今後の投資の基本的パターン

Singapore は経済の近代化と工業化の発展に寄与する企業は、今後も引続き誘致する Singapore の最終目標は総合化された工業構造を達成することである。労働及び技能の向上と利用の最適化、企業経営能力の伝承、技術水準の発展などに寄与する能力のある産業は、特に歓迎される。また産業合理化に寄与する投資、製品あるいは技術に定評があつて輸出市場を有している企業の投資も望まれている。更にまた研究及び開発(R&D)を指向する産業や地域開発に寄与する企業も受け入れたいと考えている。

現行投資優先産業

- a) 金属加工及び産業用機器
- b) 造船、船舶用機器及び部品
- c) 建設用機械及び部品

- ㉔) 精 密 機 械
- ㉕) 光学機器及び部品
- ㉖) 産業、科学教育及び医療用機材
- ㉗) 産業用電気、電子製品及び装置
- ㉘) 発電及び配電設備
- ㉙) 基礎化学、石油化学、フアイン・ケミカル
- ㉚) 鑄鉄、鑄物、ダイカースト、工具等の補助産業

これらの部門への投資促進のために、税法上の優遇がなされているが、他の補助措置の採用も検討されている。産業基盤施設の建設と補助サービス、産業の育成と合まって現在及び将来の投資は相互に連携され、やがて総合化された産業構造に発展していくこととなる。

II 投資セミナーにおける説明

10052101-1 大正時代

II. 投資セミナーにおける説明

講師： ウィー駐日シンガポール大使

内 容

投資対象国としてのシンガポールの概況及び政府の基本政策を紹介する。

Singapore — 人口 225 万人 内半数が 25 歳以下の小さな *Market* である。しかし *per-capita income* はアジアで日本に次ぐ大きさである。外国貿易は 1973 年 89 億ドルで、同年の中国のそれに (96 億ドル) ほぼ匹敵。しかし 人口比率で言えば 400 倍の取引量である。

小さな国で大きな貿易が出来る理由

- 1) *Singapore* は伝統的にアジアの *Trade Centre* である。
- 2) 工業製品の輸出に恩恵を与える。

現在、一般特惠制度をオーストラリア、ニュージーランド、米国、EC から受けている。

中国への輸出拡大を意図して、最近、外務大臣を中国へ

への派遣。中国への輸出は

① 中国が第三世界の指導者であり Singapore はその一員であること。

② 中国 - Singapore 貿易は伝統的に中国の出超であり中国はこれを是正する意図があること。

の理由から大きく伸びると考えられる。

以上のような点から Singapore の小さいことは輸出の害にはならない。

Singapore の労働力について

Singapore は 10 年前より工業国化のための政策を実施し始めたが、その時採られた労働力対策

① 短期的対策 - 労働人口増加策として過剰人口に悩む周辺国より人口流入策の採用。1973 年に約 8 万人が Malaysia から流入した。

② 長期的対策 - 労働力の質の向上

若年者に対する技術訓練をスツの方法で実施

A. 教育分野 小学校 6 年以上の高等教育は能力に応じて進学可否を決定。高等教育を受けない全ての

男女は職業訓練を受ける。

B 訓練方法 経済開発庁 (EDB) が専門で、質的向上策を研究しており、現在 4 つの制度がある。なお訓練は *on-the-Job-Training* を原則としている。4 つの制度

イ) 中等学校及び職業訓練学校の卒業生が工場に入ってからより高い訓練を受ける場合には、EDB が 100 ~ 300 ドル per month 支給する。

ロ) 海外訓練制度 外資系企業において親会社で 2 年間訓練を受ける場合には、EDB が交通費を支給する。

ハ) 工業訓練資金交付制度 外資系企業が 2 ~ 4 年の訓練 *class* を設ける場合には 3,000 ~ 9,000 ドルを EDB が支給する。

ニ) 工業開発奨学金制度 有重な中間管理者、技術者の訓練には、国内 2,000 ドル海外 5,000 ドルの範囲内で費用の半分を支給する。

なお、以上の外に現在検討されている計画に *Big project* に係わる訓練には 25,000 ドル支給するというものもある。

る。Singaporeは量下劣るところを質 - 頭脳と技術 - でCoverするのが基本的考えであり、アジアでは *most skillful labor force* を持っている。

資本の問題について

外資導入の二つの方法

1) 資本参加制度 (*Capital Participation System*)

有價企業の設立には、EDBが固定資産の70%まで資金融資をする。その際の投資会社は資本金の50%までは所有可能。ii) 融資条件は、金利7.5%、期間10年、据置2年。iii) 5年以内に投資証券買戻し可能。

2) 工業融資制度

Singapore開発銀行が1億ドルを低利、長期(5~10年)に融資する。また免税期間5年の延長も可能。

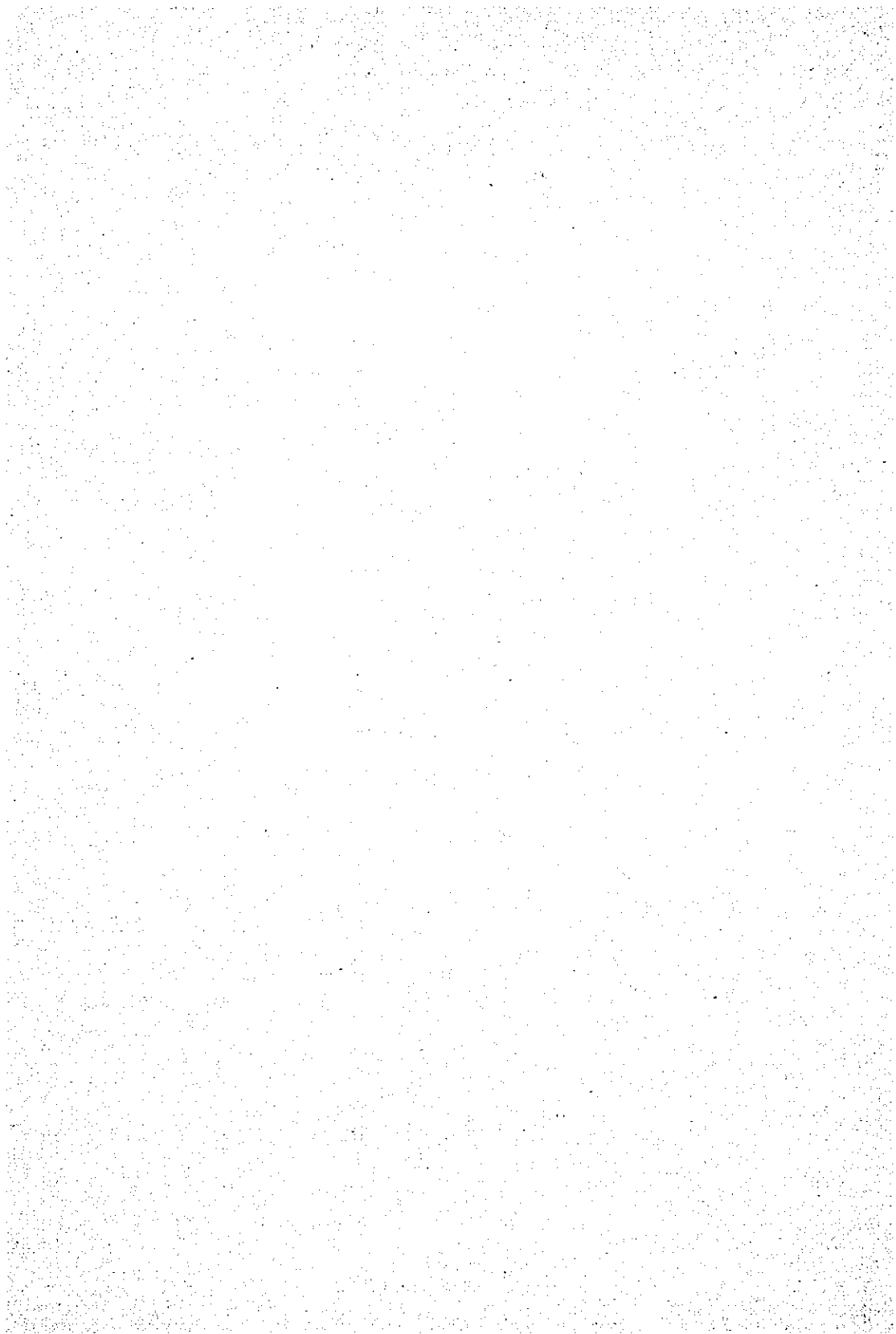
投資優先産業(10部門)には、土地・建物の提供に便宜を図り、又 *Via* も早期に支給する。

なお投資優先産業の部門名については別添資料「投資

セミナー用テキスト「page」を参照してください

添付資料

1. 投資セミナー用テキスト
2. 投資関係法



Ⅲ 投資セミナー資料

資料1 投資セミナー用テキスト

附錄一 大英海峽殖民地

大英海峽殖民地 各埠 目錄

I 外資導入政策

シンガポールには、とくに製造工業に対する外国投資を、国内企業による投資と異なる扱いをするような法律もしくは規制はない。同国政府の政策は、シンガポールを“世界的な都市”に発展させようとするもので、世界各地から優良企業が集り、合併企業を設立したり、製造工業・金融業・近代的な流通および技術提供活動・コンサルティングおよびノーハウの提供活動といった分野で、国際的なネットワークの一環とした子会社や支店の活動を行なうことを歓迎し、その結果、シンガポール経済がこのような活動を通して、国際的な発展を期待している。

外国人株式保有家のからむ企業は、通常は1971年会社法（the Companies' Act 1971）の条項に基づいて営業がなされ、この法律の内容は、英国や豪州における会社法と極めて類似している。会社登記の手続きは、シンガポール法律協会（the Law Society of Singapore）所属の弁護士に依頼して行なわれる。

会社法の中には、シンガポールにおいて営業の場を求めようとする外国企業の登記に関する条項も含まれている。同国でかなりの規模の営業活動をもくろむ外国企業は、通常の場合、株式保有か資産の保有、もしくはその双方から制約をうけはするが、現地法人を設立している。ある種の営業活動については、特別の許可が必要となる。たとえば、銀行・保険会社等金融関係機関は大蔵省の許可を要する。また、特定の産品を製造する場合も、製造業者登録局（the Registrar of Manufacturers）の承認をとる必要がある。

関連法規には、最近大きな改正はない。とはいえ、よりよい行政を行ない、国家経済に有益な営業行為を行なうことを目的に、必要に応じて改正や修正がなされる。

(1) 最新の投資関係法規について

シンガポールには、関係法規が8種類ある。会社に対する主な条項は、1971年会社法 (the Companies' Act 1971) により定められており、それに基づく規則は、官報で時々公表されている。これらの法律の適用と解釈は、裁判の決定に基づく訴訟法 (Case law) によっても修正される。

事業の継承、合併に関する問題は、産業保障協議会 (Securities Industries Council) によって発行される法規 (Code) によって統治される。

(2) 優先産業

○ 日本から望まれる投資分野

シンガポールは、つぎの分野の製造、特別の工業化サービス、技術コンサルタントサービスにおける協力の優先順位を与えている。

- (a) 国際的に市場が確保でき、かつシンガポールの急速な発展に貢献しうる輸出指向型のもの。
- (b) 技術水準の向上、産業活動の高度化に寄与できるもの。
- (c) 事業経営や技術面でシンガポール人の質的、人的向上を計れるもの。
- (d) 充分かつ完全な操業 (integrated operations) に発展する可能性をもつもの。

(3) 主要優先産業10部門

主要優先産業の10部門は以下の通り。

- (a) 金属加工および産業用機器
- (b) 造船、船舶用機器およびその部品
- (c) 建設用機械およびその部品
- (d) 精密機器
- (e) 光学機器およびその部品

- (f) 産業用、理科学用、医療用装置および機器
- (g) 産業用電気・電子製品およびその装置
- (h) 発電、送電用重電機設備
- (i) 基礎化合物、石油化学およびファイン・ケミカル
- (j) 鋳鉄・鋳物、ダイカスト、工具等を含む近代的な補助産業

(4) 現行優先産業の変更

優先産業の指定は長期的目的に沿った産業分野の近代化と改善を進めることによって、順次変更する予定である。

(5) 規制、制限措置

(a) 外国人による資本の保有制限

国内資産に関しては、絶対的な規範といったものはない。

シンガポール政府は合弁事業を歓迎している。輸出指向型のプロジェクトについては、国際的な見地からみて100%の外資の方が好ましいと判断した場合には、これを認めている。

(b) 外国人の就業規制

就業許可証 (Employment passes) は、会社の管理、経営を効率的に行なっている外国人の経営・技術陣に対しては、緩やかな基準で発行される。

なおこの場合、シンガポールにおける企業の健全なる発展のために、シンガポール人に対して管理職または技術者として募集や研修計画を持つことが望まれている。

(c) 利潤、利子配当、元本の本国送金に対する制限

シンガポールでは、利潤、利子、配当、元本などの本国送金について、なんらの制限は行われていない。

(d) その他、外国投資に関連した規制、制限

- ① フェイド・アウト (fade-out system) の採用
- ② シンガポールへの再投資
- ③ 国内原材料の利用の増加
- ④ シンガポール人の雇用の促進
- ⑤ シンガポール人の教育、研修の実施
- ⑥ 外国投資の禁止指定分野の設定

などについて。

シンガポールに企業を設立する場合、同国の経済および社会の発展にしかるべく貢献するような企業の設立が期待されている。

この目的に沿って、企業拡大のための再投資、同国内の原材料・サービスの積極的な利用、産業の統合化を計る企業活動を進めるための適正な国内従業員の教育、研修を行なうことが期待されている。

このため、健全な企業経営にはフェイド・アウトの採用や設定などの政策を意図的にとるべきではないと、シンガポール政府は考えている。

なお、シンガポールには外国投資が望ましくない分野は、ほとんどない。

ただし、公共事業、通信分野は、通常政府の責任下にある。

新聞社の所有権についても、シンガポール人に留保されている。

(6) 奨励策

(a) 税制優遇措置

シンガポールにおける財政面の主な奨励措置は「経済拡大奨励法」(the Economic Incentives Act) の中で規定されている。

主要な規定は創始産業を対象としている。創始産業の地位を奪ると「会社所得税法」(Company Income Tax) によって5年間の免税期間が与えられる。

さらに、プラントや機械、特殊訓練や特殊技術にかなりの資本を投下し、長期の準備期間が望まれる事業については、余裕を持たせるために、5年間の免税期間を最大10年間に延引することが可能となる法制が導入されることになろう。また、輸出奨励措置もあり、それによると、輸出の増加に伴う収益に対する課税は若干低率となる。

近代化や技術導入を奨励するために、生産性の高い工場や設備の加速度的に高まる減価償却費に適用される条項もある。たとえば、数種の外国ローンやロイヤル料の利子への免税がそれである。資本財と原材料に対する輸入関税はない。

二重課税を避ける条約も日本を含む数カ国との間で締結済みである。シンガポールの製造業者は、先進国つまり日本を含む欧米諸国が導入し、一般化された特惠関税制度（GSP）の恩恵を受ける権利がある。

(b) その他の奨励策

シンガポールで操業する企業は、外国為替について何ら心配する必要はない。

シンガポールにおいては、輸入制限や輸入関税について規定する条項はほとんどない。

このことは、輸出を目的とした生産企業にとって、最も競争的な価格で必需品や原材料を海外から確保できる自由と可能性を秘めていることになる。

投資に関する金融措置としては、運転資金調達のためのクレジットを始め、中期、長期のローンが準備されている。シンガポールの科学技術の水準の向上に貢献する場合には、優先的に低利の借入れが可能である。資本財の輸出促進のために輸出クレジット・輸出保険の制度が目下、準備されている。高度な熟練労働力を確保するために、シンガポールおよび外国で

の労働者育成の財政援助措置が講じられている。

(7) その他

(a) 外資導入政策の効果

シンガポールの工業発展をめざして、政府は、過去さまざまな政策や計画を実施してきており、世界のあらゆる国から多くの世界企業が、わが国へ進出して成功している。今後も引き続き、成長の可能性が見込まれ、シンガポールは外国企業との密接な協力関係を維持していくつもりである。

Ⅱ 日本からの投資の評価

(1) 日本からの投資に関するコメント

東南アジア地域における欧米先進工業国を含め、日本からの投資は、過去において最も高い優先度を与えられてきている。過去2年間、日本からの投資は、著しく増加しているが、米国や西欧諸国からの投資は依然として緩慢である。今後は日本からの投資に関しては、世界経済における日本の役割とつりあいのとれたものを期待する。

(2) シンガポールの国内投資に関するコメント

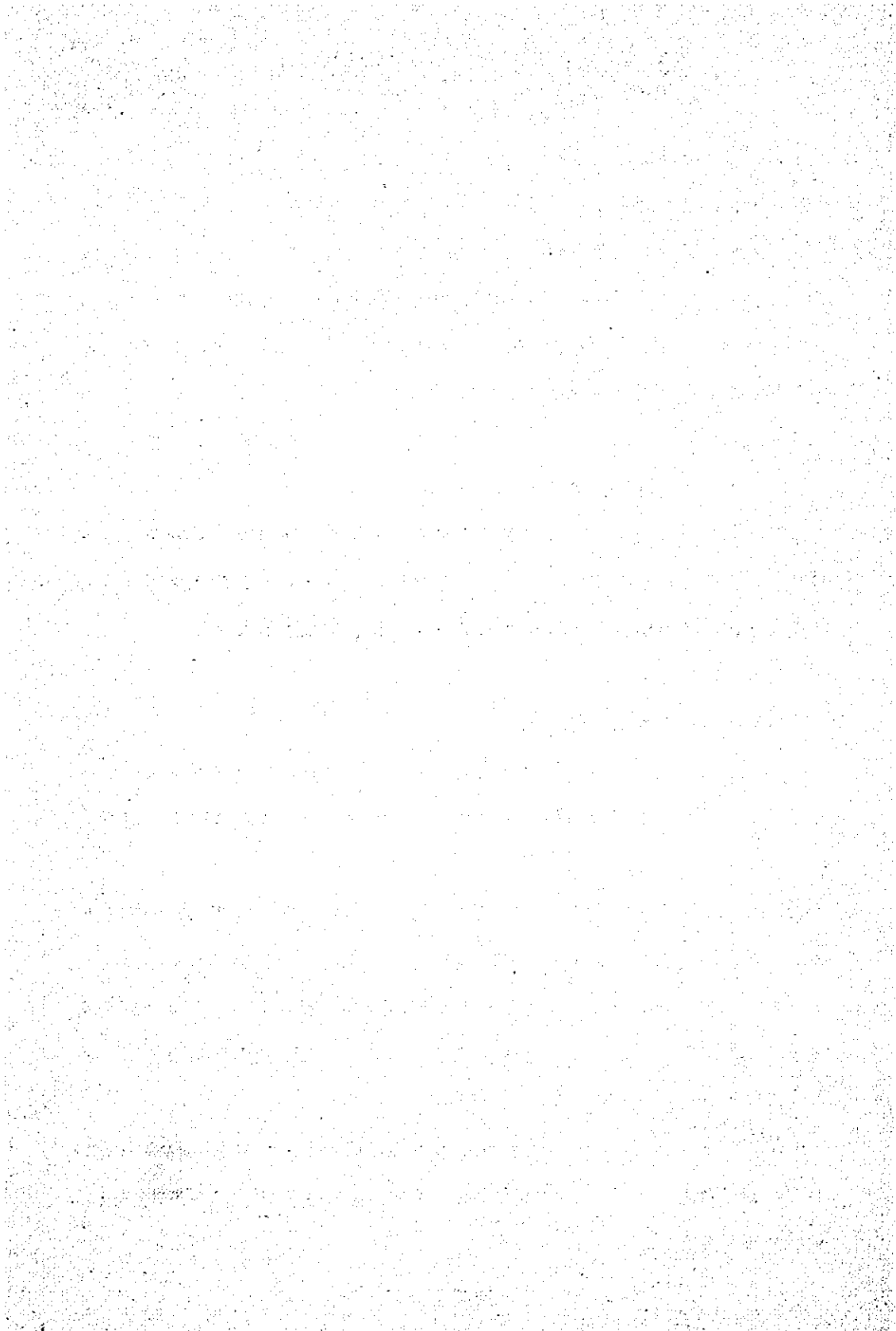
政府は、国内企業に対して現在の業務の拡大・改良を含め、新規事業を奨励している。特に、科学技術・マネジメントのノウ・ハウの向上をもたらし、世界市場と密接な関係をもつような合併事業は、奨励されている。

(3) 他の諸国からの投資との比較

最近、米国・西欧からの投資と同様に、日本の会社はとみにシンガポールをネットワークの中での生産サービス・マーケティングの拠点として位置づけてきている。

これは、日本企業が過去において基本的には国内市場志向であったことを考えると、歓迎すべき現象である。投資比率でみると、日本の投資はまだまだ少ない。シンガポールの製造工業における全外国投資（1974年中期現在）のうち、日本の割合は10.4%である。米国からの投資は35.8%を占め、西欧は33.4%を占めている。

米国、西ドイツ、フランス、それに他の西欧諸国からの投資が、今後増加することが期待されている。同様に日本からの投資も望まれており、急速に増加すると思う。



資料2 投資關係法

續 寶 齋 題 詞

シンガポール共和国経済拡大奨励（所得税免除）法
Economic Expansion Incentives (Relief from Income Tax) Act

目次

第I編

序章

- 第1条 略称
- 第2条 構成
- 第3条 解釈

第II編

先発産業

- 第4条 産業および製品を先発産業および先発製品と宣言する権限および手続き
- 第5条 先発産業証明書を交付し、変更する権限
- 第6条 先発企業の免税期間
- 第7条 新規開引または営業に適用される規定
- 第8条 免税期間の満了以前の取引制限
- 第9条 指示を与える権限
- 第10条 開引または営業に関する所得の査定
- 第11条 所得税法第X編の適用
- 第12条 所得証明書を発行する会計検査官
- 第13条 所得税の免除
- 第14条 所得税を免除される特定の配当
- 第15条 損金と引当金の繰越

第III編

既設企業の拡張

- 第16条 産業および製品が認可産業および認可製品である旨を宣言する権限および手続き
- 第17条 拡張証明書の交付およびその変更
- 第18条 拡張企業の免税期間
- 第19条 拡張企業に対する第9条の適用
- 第20条 免税
- 第21条 拡張企業からの配当金に対する所得税免除

第IV編

輸出のための生産

- 第22条 製品または水産物が輸出製品または水産物である旨を承認する権限

- 第23条 輸出企業証明書の申請および交付の手續きおよび権限

- 第24条 輸出企業証明書の変更

- 第25条 免税期間

- 第26条 指示を与える権限

- 第27条 所得税法第X編の適用

- 第28条 輸出の承認

- 第29条 施行規則および条件に従うべき輸出

- 第30条 輸出利益の計算

- 第31条 免除の条件

- 第32条 輸出利益に対する免税

- 第33条 免除される配当金

- 第34条 事業所立入りおよび見本採取の権限

- 第35条 輸出製品または輸出水産物の内陸掲げの禁止

- 第36条 税関吏による捜査、押収および逮捕の権限

- 第37条 本法の下での犯罪でもありとみなされる他の法律の下での犯罪

第V編

生産設備のための外国借款

- 第38条 承認済外国借款証明書の申請および交付の手續きと権限
- 第39条 特定の生産設備の処分に関する制限
- 第40条 承認済外国借款の利子の免税
- 第41条 承認済外国借款の追加利子の設税

第VI編

ロイヤリティ、手数料および開発費担金

- 第42条 承認済ロイヤリティ、手数料または負担金証明書の申請および交付の手續きと権限
- 第43条 協定の条件変更の通知
- 第44条 外国税が増加しないことを条件とした免税
- 第45条 税の軽減、または免除
- 第46条 承認済企業に投資がなされたときの免税

第VII編

雑則

- 第47条 申請および証明書の公表禁止
- 第48条 証明書の取消し
- 第49条 本法の影響を受けない所得税法の規定
- 第50条 犯罪と刑罰
- 第51条 未遂または教唆
- 第52条 起訴行為
- 第53条 犯罪の存続
- 第54条 裁判権
- 第55条 会社ならびに従業員と代理人による犯罪
- 第57条 犯罪とならない官吏の行動
- 第57条 施行規則

第四編

暫定条項

- 第59条 暫定規定
所得税免除の規定を制定することにより、広く先発産業の設立および経済拡張のための奨励金に関する法律を修正し、統合整理するための法律。〔1967年12月15日〕

第1編

序章

第1条 (略称) (1) 本法は経済成長大奨励(所得税免除)法と呼称する。(2)

(2) 本法の第三編、第四編、第五編および第六編の規定は、1967(昭和42)年度およびその後の租税年度に適用される。

(3) 1970年の法律第31号による修正は、本法に統合される。この修正は、1970年(昭和45)年1月10日に発効したが、同日以前に本法の下に発行された証明書には適用されないものとする。

第2条 (構成) 本法は、本法において別段の定めがない限り、所得税法と一体をなすものと解釈されるものとする。

第3条 (解釈) (1) 本法においては、文脈上特に別の意味に解釈されるものでない限り、

「認可外国借入金」とは、本法第38条により認可外国借入金であることを証明された借入金のことである。

「認可製品」とは、本法第16条に基づいて、認可製品であると宣言された製品のことである。

「認可ロイヤリティ、手数料または負担金」とは、本法第42条に基づいて、認可ロイヤリティ、手数料または負担金であることを証明されたロイヤリティ、技術援助料、または研究開発費の負担金のことである。

「会社」とは、会社に関するなんらかの成文法の規定に従って法人化され登記された会社のことである。

「会計検査官」(Comptroller)とは、所得税法により任命された所得税検査官のことである。

「拡張企業」とは、大臣により承認され、本法の第17条により拡張証明書が交付された会社のことである。

「拡張証明書」とは、本法第17条により交付された拡張証明書のことである。

「拡張日」とは、拡張企業に関し、本法第17条第4項もしくは第5項により、拡張証明書に明記されている日である。

「輸出企業」とは、大臣の承認を受け、本法第23条により輸出企業証明書が交付された会社である。

「輸出企業証明書」とは、本法第23条により交付された輸出企業証明書のことである。

「輸出水産物」とは、本法第22条により輸出水産物と

して承認された生鮮魚または冷凍魚を含む漁業の水産物である。

「輸出製品」とは、本法第22条により輸出水産物として承認された生産品である。

「輸出年」とは、本法第23条第3項もしくは第24条により、輸出企業証明書に明記されている年である。

「外国借入金証明書」とは、本法第38条に基づいて交付された外国借入金証明書である。

「新取引または営業」とは、本法第7条により、その免稅期間満了の翌日に設立され、かつ開始されたとみなされる先発企業の取引または営業のことである。

「旧取引または営業」とは、本法第7条に従ってその免稅期間中に営まれるものであって、当該期間の満了までに終止するか、もしくは上記条文に基づいて満了日に終止するとみなされる先発企業の取引または営業のことである。

「先発産業証明書」とは、本法第5条により交付される先発産業証明書である。(pioneer certificate)

「先発企業」とは、大臣によって承認され、本法第5条によって先発産業証明書が交付された会社のことである。(pioneer enterprise)

「先発産業」とは、本法第4条により、先発産業と宣言される産業である。(pioneer industry)

「先発製品」とは、本法第4条により、先発製品と宣言される製品である。(pioneer product)

「生産日」とは、先発企業に関し、本法第5条第3項または第4項に基づいてその先発産業証明書に明記されている日である。

「生産設備」とは、所得税法第19条、第19A条、第20条、第21条および第22条の規定により、正規に控除の資格を有する機械またはプラントのことである。

「ロイヤリティ、手数料、または負担金証明書」とは、本法第42条により交付される証明書のことである。

「ロイヤリティまたは技術援助料」は次のものを含む。
(a) 著作権、科学技術、特許、デザイン、プラン、秘密製法、処方、商標、免許、またはその他類似の財産もしくはその他類似の財産もしくは権利の使用あるいはそれらを使用する権利に対し報酬として支払われるロイヤリティ、貸付料またはその他の金額。

(b) 本定義の(a)の項に規定されている財産または情報の譲渡から生じる所得および、

(c) 非居住者またはその被相続者がかかる非居住者に属す

る財産もしくは権利の使用に関して与えた役務に対し、あるいはかかる非居住者から購入したプラント、機械、またはその他の装置の運転開始に対して、報酬として支払うその他の金額。

ただし、鉱山、採石場、またはその他の天然資源を採取する場所に関して支払われるロイヤリティ、賃貸料あるいはその他の金額、あるいは、雇人としての役務を除いて、シンガポールで専門的役務を行なったとして個人に支払われる報酬は含まれない。

「税」とは、所得税法により課せられる所得税である。

(2) 「税関吏」および「上級税関吏」の語句は、税関法における語句と同じ意味を有する。

第II編

先発産業

第4条 (1)本条第2項に従うことを条件として、大臣は、公共の利益からみて適切であると考えるならば、シンガポールの経済的要求を十分に満たす規模までシンガポールにおいて現在発達していない産業で、将来発展性があると考えられるような産業を先発産業とし、かかる産業の特定の製品を先発製品であると、命令によって宣言することができるものとする。

(2) 本条第1項に基づく命令を発する前に、大臣は、

- (a) 官報に公表される告示をもって、上記命令が出される意図を詳述し、かかる命令を発することに不服のある者に当該告示に明記されている日またはそれ以前に(告示期日から少なくとも30日後)、大臣に対し文書をもってその不服およびそれについての根拠を通知するよう促し、かつ
 - (b) かかる告示に従って受理された不服はいかなるものも考察しなければならないものとする。
- (3) 大臣は、必要と考えるならば、上記の不服に関して正当な通知をなした者からかかる不服の根拠について更にその詳細を求めることができるものとする。
- (4) 大臣は、本条に基づいて発せられた命令を取消することができるものとし、かかる取消は取消しがなされる以前に先発企業に交付された先発産業証明書の効力に影響を与えるものではないとする。

第5条 (1) 100万ドル以上の固定資本支出を行なったかまたは行なう意図のある会社で先発製品の生産を希望する会社は、法律で定められた形式と内容をもって先発企

業として認可されるよう文書をもって大臣に申請することができるものとする。

(2) 大臣は、公共の利益のため付策である。とくにシンガポールにおけるすべての生産資源からの先発製品の生産あるいは生産見込みを顧慮したとき、妥当と考える条件に従うことを条件として、かかる会社を先発企業と認め、当該会社に先発産業証明書を交付することができるものとする。

(3) 本条に基づいて交付されるすべての先発産業証明書は、

- (a) 先発企業が、かかる証明書に明示された製品を市販可能な数量をもって生産を開始することが見込まれる目標期日を明記し、
 - (b) かかる日あるいはそれ以前に生産可能な当該製品の生産量を明記しなければならない。かつかかる日は、本条の目的のため先発企業の生産日とみなされる。
- (4) 大臣は、先発企業の申請があったならば、先発産業証明書に記載されている生産日を、自己の判断に基づき、それ以前または以後の適切と考えられる日に代えて修正することができ、それによって、本法の規定により代替された日が当該先発企業に関する生産日としての効力をもつ。

(5) 本条第1項の目的のため、「固定資本支出」とは、先発製品に関して、シンガポールにおける工場建築物(土地を除く)およびシンガポールにおいて使用される新規プラントまたは新規の機械、もしくは大臣の認可を条件として、シンガポールで使用された中古のプラントまたは中古機械に、先発企業が行なったかあるいは行なう意図がある資本支出のことである。

第6条 先発企業の免税期間は、その生産日に始まり、5年の期間続くものとする。

第7条 所得税法および本法の目的のため、

- (a) 先発企業の従前の取引または事業は、その免税期間の満了時に恒久的に終止したものとみなされるものとする。
- (b) 先発企業は、その免税期間の満了の日以前に新規の取引あるいは事業を設定し、かつ開始したものとみなされるものとする。
- (c) 先発企業は、その取引または事業に関して、その生産日に始まる1年を超えない期間の会計結算、その後の1年毎の会計結算および免税期間が満了する日に

終る1年間を超えない期間の会計帳簿を作成しなければならない。

- 10) 先発企業は、その新取引または事業に関する最初の会計帳簿を作成するにあつて、その免税期間に関する基礎会計帳簿に示された資産および負債に関する期末の数字を当該帳簿の期首の数字とし、かつその新取引または事業の次期決算は、新規事業初年度の期末決算をもって、またその後の決算は前期の期末数字をもって始めるものとする。

第8条 1) 免税期間中は、先発企業は、大臣の書面による許可なくしては、当該先発製品に関する取引あるいは事業以外の如何なる取引あるいは事業も経営することはできない。

- (2) 本条第1項に基づいて別個の取引または事業の経営が許可された場合は、当該取引または事業に関しかつ同一の事業年度に関して別個の会計帳簿を備えるものとする。
- (3) 上記別個の経営が、いつれの事業年度にか損失を生じる場合は、損失は、当該期間の先発企業の所得勘定の中へ繰り入れられるものとする。
- (4) 上記の別個経営が、いつれの事業年度において利益を生じ、かつ本条に基づき所得税法修正条項に従つてかかる利益が計算され、その算定された利益が商品販売あるいは役務の提供に対する受取勘定の総額の5パーセントを超えない場合は、かかる源泉からの法定所得は、上記の受取勘定総額の5パーセントとみなされ、先発企業の所得はそれに応じて減額されるものとする。
- (5) 会計検査官の見解により、上記別個取引を行うことが、当該先発製品に関する取引または事業を遂行することによって派生しかつ付随するものであるとされるとき、かかる活動から生じる所得あるいは損失は、先発企業の所得または損失の一部を構成するものとみなされる。
- (6) 本条にいう「当該先発製品」とは、先発企業証明書に明記された先発製品のことである。

第9条 所得税法および本法の趣旨に照らし、会計検査官は、次のように指示することができる。

- (a) いつれの決算期においても、先発企業に支払われる金額であつて、本法の規定が照れば、当該決算期終了後に通常の営業過程において支払われるものと道理上当然予想される金額は、当該期間内に支払われなきものとし、当該期間後、会計検査官が妥当と考え

る日に支払われたものとして取扱われ、かつ上記の日が先発企業の免税期間満了後のとき、新取引あるいは事業に関して支払われるべき金額として上記の日を支払われたものとする。

- (b) 免税期間満了後1年以内に生じた先発企業の費用は、本法の諸規定がなければ、その免税期間中の通常の営業過程中に生じたものと当然考えられるが、当該期間中に生じたものとして取扱われず、新取引あるいは営業のために生じ、かつその免税期間中の、検査官が妥当と考えた日に生じたものとして取り扱われるものとする。

第10条 1) 新取引あるいは旧事業に関する先発企業の所得は、本条第9条に基づいて与えられた指示の結果必要とされる調整を行なった後、所得税法の規定に従つて算定される。

ただし、先発企業の所得を査定するにあつて、所得税法第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条および第22条に規定されている控除は、かかる控除に対する要求がなされなかつたことにかかわらず考慮されるものである。

また、さらに、いつれの課税年度においてもその課税年度の利益が不十分であるとの理由でかかる控除が十分な効果をもたらさないときは、控除の差引残高は、もしあれば継続する次の課税年度の相当控除に加えられ、かつその一部を構成するものとみなされ、もし当該年度にかかる相当控除が行われなければ、当該年度の相当控除額を構成するものとみなされ、その後の課税年度についても同様の方法で行うものとする。

- (2) 本条第1項の諸規定にもかかわらず、先発企業が、次の額の固定資本支出を行ない、または行なう意図がある場合、すなわち

(a) 10億ドル以上または

(b) 1億5000万ドル以上10億ドル未満であつて、

- (i) 先発企業の払込み資本の50パーセント以上が、シンガポールに永住する者の所有にあるか、
- (ii) 大臣の見解により、先発企業が、シンガポールの経済的技術的発展を促進し、あるいは高揚するものである場合であり、

かつ、いつれの場合にも資産が先発企業の新取引または事業のために使用されるときは、免税期間内に当該資産に関して先発企業が行なつた資本支出は、所得税法の第

16条、第17条、第18条、第19条、第19条A、第20条、第21条および第22条の目的上、免税期間の満了日の翌日に行なわれたものとみなされる。

ただし、別個取引あるいは事業の経営が、本法第8条第1項に基づいて許可された場合で、かつ、産業建築物、機械・設備がかかる取引あるいは事業、および先発製品に関する取引あるいは事業の双方に使用されるならば、本項の規定は、かかる建築物、機械設備に適用されるものとする。

また、さらに、先発企業が、異なる期間にわたり2種の先発産業証明書の所有者であり、かつ資本支出が、2種の先発産業の取引あるいは事業を遂行するために共同で使用される産業建築物、機械設備に関して行われたものであるならば、後の方の免税期間の満了後まで、所得税法の第16条、第17条、第18条、第19条、第19条A、第20条、第21条および第22条のいずれかにより、上記の支出に関して控除は行なわれないものとする。

(3) 本条第2項の趣旨に照らし、「固定資本支出」とは、本法第5条第5項に用いられている表現に与えられたものと同じ意味を持つものとする。

第11条 所得税法の第X編は、先発企業の別個取引あるいは旧事業に所得税が課せられるものとして、すべての点において適用されるものとする。

第12条 会計検査官は、先発企業に対して各課税年度ごとに当該課税年度の所得の総額を示す通知書を交付し、(不服と訴訟に関する) 所得税法第XI編およびXII編、および前記の各編に基づく施行規則は、必要な変更を加えて、上記通知がかかる規定に基づいて与えられる課税通知であるものとして準用される。

第13条 本法第14条第6項に従うことを条件として、本法第12条により交付された通知額が最終的かつ決定的となったときは、当該通知書に示された所得額は、いかなる課税年度にも先発企業の法定所得の一部を構成するものではなく、かつ税を免除されるものとする。上記通知額が最終的に決定される前に、最終的決定を留保した状態で、検査官は自己の判断により、許諾中の所得はないものとして税の免除を受けることができる所得額を通知することができる。

第14条 (1)先発企業の所得金額が、本法第13条により免税されるときは直ちに、当該金額は、本条文の趣旨に照らして、先発企業の保持する勘定の貸方に記入されなければならない。

(2) かかる勘定が、免税された所得から配当金が先発企業によって支払われる日に貸方記入である場合、上記の配当金もしくは貸方記入額のうちいずれか少ない方に等しい金額を、当該勘定の借方に記入されなければならない。

(3) 先発企業の株主が受領するものとして上記のように当該勘定の借方に記入される配当金の金額は、検査官が当該勘定への記入を認めるときは、当該株主の手元において税を免除されるものとする。

ただし、配当金がいつれかの優先株に対して支払われるときは、その株主に対しては免税されないものとする。

(4) かかる勘定の借方に記入された配当金は、先発企業の株主または特定種類の株主に対して、当該株主が借方に生じている配当金の支払いを受ける権利があるとされるのと同一の割合において配分されたものとして取り扱われるものとする。

(5) 先発企業は、検査官が勘定書保管の必要は、もはやないと認めるに至るまでの間、登記された事務所宛に検査官の書面による通知によって提出を求められたときはいつでも、検査官の指定する日までに、当該勘定書の写しを提出しなければならない。

(6) 本法第13条および本条上述の諸規定にもかかわらず、

(a) 先発企業の免税された所得額、もしくは、

(b) 本条第9項が適用される持株会社が支払う配当金を含め、いかなる株主の手元にある免税された配当金も本法第9条に基づく指示、もしくは本法第48条に基づき先発企業に交付された先発産業証明書の取消しを理由として免税されるべきではなかったと、検査官が考える場合、検査官は、上記の指示または取消しを行なった日から12年以内の任意の時に、

(c) 先発企業または当該株主に対して、かかる金額から得られる利益を相殺するために必要と思われる課税または追加の課税を行なうことができるか、あるいは

(d) 先発企業に対し、その時の事情によりかかる金額を本条の第1項に従って保管されている勘定書の借方記入するよう指示することができる。

(7) (不服と訴訟に関する) 所得税法第XI編および第XII編ならびにそれらに基づいて制定される施行規則は、必要な変更を加えて、本条第6項に基づいて与えられる指示に

対して、上記の規定の下に出された課税通知であるとして適用されるものとする。

- 18) 所得税法第41条は、本条の目的上深首するよう要求される期定の前方にある配当金または配当金の一部に関しては透明されないものとする。
- 19) 先発企業の配当金として一定金額が株主に支払われ、かつ当該金額が本条により免税されるとき、もしかかる株主が法人（本条文では「持株会社」と呼ばれる）でその免税期間中に先発企業の全発行済株式に利益配当資格を持つか、もしくは先発企業証明書が当該先発企業に交付された時点で大臣が要求することのできる上記株式以上の比率で利益配当資格を持つときは、1968年1月1日またはそれ以後に、当該持株会社によって当該金額からその株主に支払われるものであると検査官が認めるかきりにおいて、支払われる配当金は、当該株主の手元において免税となるものとする。また所得税法第44条は、かかる免税となった配当金または配当金の一部に関しては適用されないものとする。

ただし、大臣の承認を得、大臣の課する条件に従うことを条件として、いかなる持株会社でも、全免税期間を通じて、先発企業に必要な株式保有がなかったとしても、その持株会社の株主にかかる免税配当金を支払うことができる。

第15条 11)先発企業が、その免税期間中のいつれかの年度に損失を生じたときは、かかる損失は、所得税法第37条第2項に基づいて確定される先発企業の所得に対してのみ、所得税法第37条第2項に規定された控除として利用しうるものとする。

- 12) 本法第7条の(a)項の規定にかかわらず、先発企業の免税期間満了時に消化されぬままの、本法第10条に規定された控除の残高は、新取引または事業に振り向けることができる。

第三編

既設企業の拡張

第16条 1)本条第2項に従うことを条件として、大臣は、いかなる産業の製品の増産もシンガポールにとって経済的利益をもたらすものと確信するときは、そうすることが公共の利益にとって当を得たものと考えらるなら、命令によって、本法本編の趣旨に照らしかかる産業を認可産業とし、その製品を認可製品と宣言することができる。

- 2) 本条第1項に基づく命令を発する前に、大臣は、
- (a) 官報に発表される告示をもって、発せられる予定の命令を詳述せしめ、かつかかる命令の発令に不服のある者に、かかる告示に明記される日またはそれ以前の日（公示期日から少なくとも30日後）自己の不服とその根拠について書面をもって大臣に通知するよう促がし、かつ
- (b) かかる告示に従って受理された不服を考察するものとする。
- 3) 大臣は、もし必要と考えるなら、かかる不服に関して正当な通知をなした者からの、かかる不服の根拠について更に詳細な説明を要求することができる。
- 4) 大臣は、本条文に基づきいかなる命令も取消することができるが、かかる取消は、当該取消し以前に拡張企業に交付された拡張証明書の効力に影響を及ぼすものではない。

第17条 1)認可製品の生産もしくは増産のために新規の資本支出を行なうことを意図する会社は、かかる支出が1000万円を超えるときは、法律にて定められた書式および詳細をもって、大臣に対して拡張企業として承認されるよう書面をもって申請することができる。

- 2) 大臣は、そうすることが公共の利益に得策であると確信するとき、当該会社を拡張企業として承認し、大臣が妥当と考える条件に従うことを条件として拡張証明書を当該会社に交付することができる。
- 3) 本法本編の趣旨に照らし、「新規資本支出」とは、会社がその生産もしくは収益の増大を意図した生産設備の購入のために生じた支出をいう。

ただし、新規でない生産設備の購入にあてられたかかる支出は、大臣が、

- (a) かかる生産設備の購入が経済的にみて正当なものであること、および
- (b) 購入価格が当該生産設備の公正な市場価格であることを

認めない限り、新規資本支出であるとみなされない。

4) 本条に基づいて交付されるすべての拡張証明書は、生産設備が運転を開始する日またはその前の日を明記するものとし、当該日は本法本編の趣旨に照らし拡張日とみなされる。

5) 大臣は自己の判断において、いかなる拡張企業の申請書に対しても、大臣が妥当と考えるかかる日以前または以

後の日を、それに明記された拡張日の代替日として、その拡張証明書を修正することができ、かつ、その結果本法本編の規定は、上記のように変更された日が当該拡張企業に関する拡張日であるものとして効力を有するものとする。

第18条 拡張企業の免税期間は、その拡張日もしくは以後に始まる事業年度の第一日目、当該企業の選択において拡張日が同一となる事業年度の第一日目に開始するものとし、大臣が自己の判断において決定する5カ年を超えない期間継続するものとする。

第19条 本法第9条は、必要な変更を加えて、先発企業に適用されるように拡張企業に対しても準用されるものとする。

第20条 (1)本法の規定に従うことを条件として、拡張企業はその免税期間本条に規定された方法で免税される資格がある。

(2) 拡張企業の拡張証明書が規定している取引または事業に関する当該拡張企業の所得（本編においては「拡張所得」と言う）は、その免税期間中のいかなる事業年度についても、所得税法の諸規定に従って確定されるものとする。

ただし、拡張企業の所得を査定する際には、所得税法第16条、第17条、第18条、第19条、第19A条、第20条、第21条および第22条に規定されている控除は、かかる控除に対する請求がなされなかったとしても、考慮されなければならない。

(3) 拡張企業は、その拡張証明書が規定する取引活動以外の取引活動を営むとき、本条の目的のために確定される拡張所得は、検査官が諸事情から合理的であると判断する方法において決定されなければならない。

(4) 検査官の意見によって、かかる取引活動を営むことがその拡張証明書が規定する取引または事業を営むことに派生または付随するものとされるとき、かかる活動から生じる所得または損失は、当該拡張企業の拡張所得の一部を構成するものとみなされる。

(5) 上記のように確定された拡張所得は、免税期間直前の事業年度における当該拡張企業の所得（本編においては「免除前所得」という）と比較するものとし、免税は次の範囲において与えられる。

(a) 免除前所得が拡張所得に等しいかまたはこれを超えるとき、免税は認められない。

(b) 拡張所得が免除前所得を超えるとき、超過額は、いかなる課税年度の拡張企業の法定所得の一部を構成するものではなく、税を免除されるものである。

ただし、免税所得の総額は、大臣が自己の判断において別個決定をしない限り、生産設備に対する新規の資本支出の、かかる新規資本支出と拡張企業によってその拡張前に所有され、または使用されていた生産設備の当初の価額との合計に対する割合と同一の当該拡張所得に対する金額を超えてはならない。

(6) 拡張企業が、先発企業または輸出企業、もしくはその双方として承認された場合は、本法本条、および第11編または第IV編により免税された所得の総額は、拡張所得の100パーセントを超えないものとする。

(7) 本条に基づいて免除を与えるため、異なる事業年度の所得を比較することが必要であり、かつかかる年度期間が12カ月より長い、あるいは短い場合、かかる期間の所得は、12カ月の観念上の所得を決定する時間的基準に基づいて調整されるものとする。

第21条 (1)拡張所得のいかなる額といえども、本法第20条の規定により免税されたときは(さらに、本条の目的のために拡張企業の勘定の貸方に記入されるものとする。

(2) 拡張企業が免税された所得からならぬ配当金を支払う日に、当該勘定が貸方にあるときは、上記の配当金またはかかる貸方のいずれか少ない方に等しい金額が当該勘定の借方に記入されるものとする。

(3) 拡張企業の株主が受領する、かかる勘定の借方に上記のように記入された配当金額は、検査官が勘定簿に記入することを認めるならば、株主の手元において税を免除するものとする。

ただし、配当金が、いずれかの優先株に支払われるときは、その株主については、免税されないものとする。

(4) かかる勘定の借方に記入された配当金は、拡張企業の株主、あるいは拡張企業の特定の種類の株主に対して、当該株主が借方に生じる配当金の支払いを受ける資格を有する株主に対するのと同様の割合で分配されたものとして取扱われるものとする。

(5) 拡張企業は、検査官がかかる勘定を保持する必要がないと認める時まで、登記した事務所宛に検査官の書面による通知でその提出を求められたときはいつでも、検査官が

- 指定した日現在で作成されたかかる勘定の写しを検査官に提出するものとする。
- (6) 本法第20条の規定および本条前出の規定にかかわらず、検査官によって
- 拡張企業の免税所得金額、または
 - 本条第9項が適用される持株会社によって支払われる配当金を含む、株主手元の免税された配当金が、(本法第19条によって本編に適用される)本法第9条に基づく指示またはかかる拡張企業に対して交付された拡張証明書、本法第48条に基づく取消しを理由として免税されるべきでなかったことが明らかになったときは、かかる指示または取消しの日から12ヵ月以内の任意の時に
 - 拡張企業またはかかる株主に対して、かかる金額から得られる利益を失わせるために必要と思われる査定もしくは追加の査定を行なうか、あるいは
 - 拡張企業に対して、その時の状況により必要と思われる金額について、本条第1項に従って備えられている勘定の借方に記入するよう指示することができるものとする。
- (7) (不服および訴訟に関する) 所得税法第43条および同編ならびにそれに基づく施行規則は、必要な変更を加えて、本条第6項に基づいて与えられる指示がそれらの規定による査定の通知であるものとして準用されるものとする。
- (8) 所得税法第44条は、本条の目的のために備えておく必要がある勘定の借方に記入される配当金またはその一部に関しては適用されないものとする。
- (9) 拡張企業の配当金としてある金額が株主に支払われ、かつかかる金額が本条によって免税とされる場合、当該株主が、配当支払いが発表された時点で、拡張企業の全発行済株式に対し(または拡張証明書がかかる拡張企業に交付されたとき大臣が要求する一定割合以上の株式に対し)利益配当資格を有する会社(本条では「持株会社」という)であるときは、1970年1月1日またはそれ以後に持株会社が株主に支払う配当金であって、当該配当金がかかる金額から支払われることを検査官が認める範囲で、当該株主の手元において税を免除するものであり、かつ所得税法第44条は、このように免税された配当金またはその一部に関しては適用されない。

第IV編

輸出のための生産

第22条 大臣は、公共の利益において得策であると判断するならば、本条本編の趣旨に照らし、シンガポールにおいて製造された製品または過洋の水産物を、輸出製品または輸出水産物として承認することができる。

第23条 (1)大臣は、輸出製品を製造しているか、もしくはその製造を申し出る会社または全体的あるいは部分的に輸出のために過洋漁業に従事し、もしくはそれに従事することを申し出る会社の申請に対して、当該会社を、大臣が妥当と考える条件に従うことを条件として、輸出企業として承認し、かつ当該会社に輸出企業証明書を交付するものとする。

(2) 申請書は、法に明記された形式および内容を備えていなければならない。

(3) 本条に基づいて交付される輸出企業証明書はすべて、輸出製品または輸出水産物の輸出高が

- その総売上高の20パーセント以上になり、かつ
- 10万ドル以上になることが見込まれる事業年度を明記しなければならない、かつかかる事業年度は、本法本編の目的のために輸出企業の輸出年とみなされるものとする。

(4) 本法本編の趣旨に照らし、

- 「輸出版売高」という表現は、輸出企業によって直接なされるものであっても代理人または独立の請負人を通してなされるものであってもよく「f.o.b.」での輸出版売高を意味し、かつ
- 「f.o.b.」という表現は、本船渡しを意味する。

第24条 大臣は、輸出企業の申請に対して自己の判断で、輸出企業証明書に明記された輸出年を、それ以前または以後の大臣の妥当と考える事業年度に変更することにより、輸出企業証明書の変更をすることができる。その結果、本法本編の規定は、上記のように変更された事業年度が当該輸出企業に関する輸出年であるものとして効力を発するものとする。

第25条 (1)本条第2項に規定された場合を除き、輸出企業の免税期間は、

- 輸出企業が先発企業でない場合は、その輸出年から始まり、当該輸出年を含めて5年間継続するものとする、または、
- 先発企業である場合には、その輸出年から始まり、

または輸出年が旧取引または事業の期間内にあたるときは、その新取引または事業の開始日から始まり、かつ先発企業としてのその免税期間と合わせて総計8年間に延長される期間継続するものとする。

- (2) 本条第1項の規定にかかわらず、輸出企業が、
- (a) 10億円以上、あるいは、
 - (b) 1億5000万円以上10億円未満で、
 - (i) その輸出企業の払込み資本の50パーセントがシンガポールに永住する者によって保有され、
 - (ii) 大臣の判断により、その輸出企業がシンガポールの経済的あるいは技術的発展を促進または高揚するような固定資本支出を行ったかあるいは行う意図がある場合、その免税期間は、
 - (c) 輸出企業が先発企業でないとき、その輸出年から始まり、当該輸出年を含めて15年の期間継続するものとし、あるいは、
 - (d) 輸出企業が先発企業である場合は、その輸出年から始まり、また輸出年がその旧取引あるいは事業の期間内にあたるときは、その新取引あるいは事業の開始日から始まり、かつ先発企業としての免税期間を合わせて総計5年に延長される期間継続するものとする。
- (3) 大臣は、公共の利益において得策であると確信するときは、いかなる輸出企業の免税期間も、大臣が妥当と考える期間延長することができる。
- (4) 本条第2項の目的のため、「固定資本支出」とは、輸出企業が、その輸出生産品に関係して行なうかまたは行なう意図のある資本支出のことであり、シンガポールにおけるその工場建造物（土地を除く）およびシンガポールにおいて使用される新規の機械設備、ならびに大臣の承認に従うことを条件としてシンガポールにおいて使用される中古の機械設備を意味する。

第26条 本法第9条は、必要な変更を加えて、先発企業に適用されるごとく輸出企業にも準用されるものとする。

第27条 (1) (所得の申告に関する) 所得税法第X編は、輸出利益に関する輸出企業の全所得が課税されるものとして、すべての点において適用されるものとする。

- (2) 一年ごとの所得申告は、かかる申告がなされる事業年度中に輸出される輸出製品または輸出水産物のf.o.b. 価格での数量および価額を示す別個の輸出報告書、および検査官の判断によりかかる輸出報告書が正確であること

を証明するために必要な詳細な証拠が添付されなければならない。

第28条 輸出企業に関する免税については、検査官は、いかなる輸出製品または輸出水産物の輸出も、かかる輸出が輸出入登録法、輸出入管理法または関税法の諸規定、あるいは場合によっては、それらに基づく施行規則に基づき行なわれたとき、正当に輸出されたものであることを承認することができる。ただし、かかる製品または水産品輸出過程において、本法の規定またはそれに基づく施行規則に違反していると、検査官が認めるとき、検査官は製品あるいは水産物の輸出の承認を拒絶し、かつ輸出に関する免税の請求を拒否することができる。

第29条 輸出製品または輸出水産物は、法で定められている施行規則に基づき、かつこれに従い、また検査官によって承認される条件あるいは輸出入管理官 (Controller of Imports and Exports) 輸出入登記官 (Registrar of Imports and Exports) または関税内国消費税検査官 (Comptroller of Customs and Excise) に承認のために検査官が委任した条件に基づくものでなければ、輸出企業はこれを、輸出することはできない。

第30条 (1) 輸出企業証明書が規定する取引または事業に関する輸出企業の所得については、所得税法第16条、第17条、第18条、第19条、第19A条、第20条、第21条および第22条に含まれる規定に基づいて行なわれる控除は行なわず、所得税法の規定に従って免税期間中のいづれの事業年度についてでも (本法第26条により本編に適用される本法第9条に基づく指示の結果必要な調整を行なったのち) これが確定されるものとする。

- (2) 輸出企業の総輸出利益は、税定された所得の一部で、その所得に対する割合は (以後に輸出されたか、あるいは独立の輸出業者に対し間接的に輸出されたかを問わず) 輸出製品または輸出水産物の本船渡しでの輸出総額 (本編では「輸出販売高」という) の次の各項から得られる金額の総額 (本編では「総販売高」という) に対する割合と同じものである。

- (a) 製造された生産品または産品の工場渡し価格での国内販売高、
- (b) その輸出生産品と輸出水産品の本船渡し輸出販売高、

(c) その他の生産品の本船渡し輸出販売高、および、
(d) その他すべての販売高および役務の供給高

(3) 会社が、その輸出企業証明書が規定している製品または水産物を輸出する場合、本法第32条に規定されている免税の資格を有するかかる製品または水産物の輸出から生じるその輸出利益の額は、次の方法によって決定される一定額の利益を超過する額であるものとする。

a) かかる製品または水産物を以前から輸出していた会社の場合、当該会社の平均年間輸出利益は、本条第4項に規定された方法で決定されるものとする。かつ、

b) 本法第23条に基づく申請に先立って、申請の直前3年間にかかる製品または水産物を輸出しなかった会社の場合には、一定額は、当該会社の総販売高および同様の商品を生産しているその他の主要輸出企業の総販売高の割合を考慮して大臣が決定する額であるものとする。

ただし、かかる会社が先発企業であるとき当該会社が先発企業としてのその免税期間の満了時に新規の取引または営業を始めるとみなされた場合であっても、それにかかわらず本項は適用されるものとする。

(4) 本条の目的のため、「平均年間輸出利益」とは、本法第23条に基づく申請の日の直前3年間に、本条第2項に規定されている方法で確定される上記の製品または水産物の輸出から得られる、当該会社の総輸出利益の3分の1に等しい額を意味する。

ただし、当該会社が2月31日以外の日に終了する事業年度を採用したときは、検査官は、かかる事業年度の総輸出利益を確定するときに、合理的であると思われる時間的基準に基づいて調整を行なうことができる。

第31条 (1)本法本編により規定された免税は、以下の条件に従うことを条件としてその免税期間中輸出企業に適用されるものとする。

a) 輸出年が基準となる課税第1年については、輸出販売高は比率において、総販売高の20パーセント以上で、かつ価格において当該事業年度中に10万円以上の額に達しなければならない。

b) その後の課税年度については、輸出販売高が輸出年の最少比率と価額を満たしているか、または、当該輸出年に関し本条第2項に基づいて大臣が指示をなした場合、輸出販売高は当該事業年度中に10万円以上の額に達しなければならない。かつ、

(c) 比率と価額に関する最低限度の必要条件が輸出年に満たされないとき、および本条第2項に基づく大臣の指示がなされないとき、本法本編に規定された免税は、当該事業年度中に比率と価額の双方に関する最低限度の必要条件が満たされた場合、または本条第2項に基づいて大臣がかかる効果に対する指示を行なった場合に初めて課税年度1年についてのみ適用され、以後は、当該事業年度中に価額に関する最低必要条件が満たされた場合に引き続き有効である。

(2) 本条第1項の規定にかかわらず、輸出企業の輸出販売高がその輸出年に価額において10万円あるいはそれ以上に達したが、比率においては総販売高の20パーセントより少ない場合であって、かつ大臣が当該企業の中立てに基づいて総販売高の上記比率を実現できなかったことは当該企業の統制不能な原因によるものと認めた場合、またはその生産量および輸出販売高以外の販売高の額を考慮して、そうすることが合理的であり、公共の利益に即して得策であるという場合、大臣は、本法本編に基づいて規定された免税は、その輸出年に相当する課税年度に関し、あるいはその免税期間中のその後の課税年度に即して適用するよう指示することができるものとする。

第32条 (1)ある額の輸出利益が、本法第30条および第31条に基づいて本条に規定される免税の資格がある場合、所得税法第16条、第17条、第18条、第19条、第19A条、第20条、第21条および第22条の規定のいづれかに基づいて行なわれうる控除は、かかる増加輸出利益に本法本編の規定の適用のない場合は、当該輸出企業の法定所得の一部を成すものとなる課税年度についてなされるものとする。

(2) 各課税年度について、検査官は、輸出企業に対して、当該課税年度の輸出利益の残高証明書を交付するものとし、かつ(不服および訴訟に関する)所得税法第11編および第12編の規定およびそれに基づいて制定された施行規則の規定は、必要な変更を加えて、当該証明書がかかる規定の下で与えられる課税の通告であるとして適用される。

(3) 本法第33条第6項に従うことを条件として、本条第2項により交付された報告書は、最終かつ決定的なものとなった場合、上記の輸出利益残高の90パーセントに等しい額は、当該課税年度に輸出企業の法定所得の一部を構成するものではなく、税を免除されるものとする。

第33条 (1)ある額の輸出所得が、本法第32条の規定により免税となったときは、直らにかかる金額は、本条の目的のため輸出企業の備えている勘定の貸方に記入されるものとする。

(2) かかる勘定が、輸出企業によって免税された所得から配当金が支払われる日に貸方にあるとき、当該配当金か、または貸方のいずれか少ない方の金額に等しい額を勘定の借方に記入するものとする。

(3) 上記のように借方に記入され、輸出企業の株主によって受け取られる配当金額は、検査官がかかる勘定に記入することを納得するならば、当該株主の千元にあって免税されるものとする。

ただし、配当金が優先株に対して支払われるときは、株主の千元にあっては免税とされるものではない。

(4) 当該勘定の借方に記入された配当金は、企業の株主またはかかる株主の特定の者に対して、当該株主が借方記入になっている配当金の支払いを受ける権利があるものと同一割合で配分されるものとして取扱われるものとする。

(5) 輸出企業は、検査官がかかる勘定を備える必要がもはやないと断認するまでの間、登記された事務所宛に書面による通知をもってその提出を求めるときはいかなる時でも、指定された日までに当該勘定の写しを提出しなければならない。

(6) 本法第32条および本条に前述した規定にかかわらず、

(a) 輸出企業の免税された所得額、あるいは、

(b) 本条第9項の規定が適用される持株会社によって支払われた配当金を含み、株主の千円にある免税配当金が、当該輸出企業の所得が本法の規定に基づいて免税とされた後で、本法第26条により本編に適用された本法第9条に基づいてかかる輸出企業になされた指示、または本法第48条に基づくかかる輸出企業に交付された証明書の取消しを理由として、免税されるべきではなかったと検査官が判断したときは、検査官は、上記の指示または取消しの日から12ヶ月以内の任意の時に、

(c) 免税されるべきでなかった上記の金額から得られた利益を相殺するために必要と思われる課税または付加課税を当該輸出企業または当該株主に行なうことができる。または

(d) 当該事業に対して、その時の状況により必要と思われる額を、本条第1項に基づき、備えてあるその勘定の借方に記入するよう指示することができる。

(7) (不服と訴訟に関する) 所得税法第40編および第40編およびそれに基づいて制定された施行規則は、必要な変更を加えて、本条第6項によりなされる指示に対して、かかる指示が上記の規定に基づいて行なわれる課税の通告であるものとして準用される。

(8) 所得税法第44条は、本条の目的のために備えておかなければならない勘定の借方に記入される配当金またはその一部に関しては適用されないものとする。

(9) 輸出企業から株主が配当金として一定金額を受け取り、かつ当該金額につき本条の先行規定に基づいて税を免除される時、かかる株主が、配当支払いが発表される時に輸出企業の全額行株株式に対し（またはかかる輸出企業に輸出証明書が交付されるときに大臣が要求することのできる一定の割合以上の株式に対し）受益配当資格を有する会社（本条においては「持株会社」という）であるならば、持株会社によって1867年1月1日またはそれ以後その株主に対し、検査官が該配当金をかかる金額から支払うことを納得する範囲内で支払われる金額は、上記株主の千元にあって税が免除される。かつ所得税法第44条の規定は、上記のように免税された配当金またはその一部に関しては適用されないものとする。

第34条 検査官によって権限を与えられた官吏または上級税関吏もしくはこの目的のために上級税関吏によって権限を与えられた税関吏は、当該輸出製品または輸出水産物の生産、保管、包装およびこれらに関するあらゆる記録と勘定書をチェックし、また必要とみなされるその他の目的を遂行するために、輸出企業または輸出製品または輸出水産物の輸出業者の事業所または輸出製品または輸出水産物が保管されている場所に、いかなるときでも立ち入ることができ、かつその場所から商品のサンプルを抽出することができるものとする。

第35条 輸出製品または輸出水産物は、検査官が別認認めしない限り（自由貿易地帯法Free Trade Zones Act第4条に基づいて自由貿易地帯と宣言された地域を含めシンガポールにおいては、いかなるときにも輸出された後に再陸揚げしてはならない。

第36条 下記法令に抵触する成文法があつたとしても、本法第29条または第35条、もしくは輸出入統制令あるいはそれらに基づいて輸出製品または輸出水産物に関して制

定された施行規則のもとで犯罪が行なわれたかあるいは行なわれていると信じられる合理的な理由が存在するときは、関税法第81条および第82条ならびに（捜査、押収および逮捕に関する）第83条は、かかる輸出製品あるいは輸出水産物は関税法のもとで関税を課せられるべき商品であるのにまだ関税を課せられていないか、あるいは没収されるべき商品である場合と同様に考え、かつ上記の法のもとにかかる犯罪がすでに行なわれたか、または行なわれている場合と同様に考えて、可能な限りこれを適用するものとする。

第37条 輸出品または輸出水産物が輸出入登録令または輸出入統制令あるいは関税法、もしくはそれに基づいて制定された施行規則に違反する犯罪を構成する場合で、かつ検査官が、もしかかる犯罪が発見されなかったならば、かかる犯罪に関係ある当該輸出企業が免税の資格がないのに免税の請求をすることができたであろうことを確認した場合には、かかる犯罪は、免税の請求が行なわれたか否かにかかわらず、本法の下で犯罪とみなされるものとして取扱うものとし、いかなる者も同一の犯罪で二度処罰されることはないようにするものである。

第V編

生産設備のための外国借款

第38条 (1) いかなる産業に従事する会社もその取引または事業のための生産設備を購入するために信用供与に関する融資契約によって、非居住者（本編においては「外国人貸主」foreign lender という）から20万ドル以上の借款を得たいと希望する場合は、当該会社は、かかる外国借款が公認外国借款である旨証明する証明書の交付を大臣に申請することができる。

ただし、大臣は、そうすることが得策であると考えるとき、20万ドル以下の外国借款に関しても外国借款証明書の申請を考慮することができる。

- (2) この申請は、法律に定められた形式および内容を含んでいなければならない。かつ契約の写しを添付しなければならない。
- (3) 大臣は、上記の申請が真実であると確認し、そうすることが公共の利益にとって得策であると考えるときは、当該申請書に明記された借款を公認外国借款として証明する証明書を送付することができる。
- (4) 本条第3項により交付されるすべての証明書は、法の

定めた形式と内容を有さなければならない。かつ大臣が妥当と判断する条件に従わなければならない。

第39条 公認外国借款により購入しかつ融資を受けた生産設備については、当該借款が完全に償還されるまでは、大臣の文書による事前許可なしには、売却、譲渡またはその他の処分をしてはならない。

第40条 (1) 本条第3項に従うことを条件として、外国貸付人に支払われる公認外国借款の利子については検査官がかかる免税が外国貸付人の居住国において、当該貸付人の租税負担を重くしないと判断する限りにおいて免税とされる。

(2) 上記の免税が適用されるとき、かかる利子を支払うにあたって当該会社は、本項の適用がなかったならば所得税法第45条に基づいて控除しうるはずの税金を控除することはできないものとし、かつ本項の適用がない場合には上記条文に基づいて当該会社が控除しうる金額の報告書を直ちに検査官に提出しなければならない。

(3) 会社が本法第39条または本法第38条第4項に基づいて大臣が課した条件に違反した場合、本条第2項がなければ所得税法第45条により外国貸付人に当該会社から支払われるはずの利子からかかる会社が控除しうる金額は、上記の利子から控除されたものとみなされ、かつかかる会社から政府に支払うべき債務となり、所得税法第90条に規定されている方法で回収されるものとする。

(4) 本条第3項に基づく負債を回収するためには、大臣の事前承認なしには、検査官によるいかなる行動もとられてはならない。

第41条 (1) 本条第2項に従うことを条件として、本法第40条は、承認された外国借款が完全に償還されるべき期間を延長した取り決めが行なわれたために支払われる当該外国借款の追加利子に適用される。

ただし、上記の延長された期間に関して支払われる利子率は、大臣の事前承認がなくては、当該公認外国借款に関する証明書に明記された利子率よりも高くなってはならない。

(2) 上記の取決めを行なう会社は、当該取決めの行なわれた日から30日以内に大臣に対して書面での通知をなさなければならない。

第VI編

ロイヤリティ、手数料および開発負担金

- 第42条 (1)ロイヤリティまたは技術援助料もしくは研究開発負担金が非居住者に支払われる協定または取決めに非居住者と結ぶことを希望する会社は、どんな業種であっても本法本編の趣旨に照らしかかるロイヤリティ、手数料または負担金が事情に応じて、承認されたロイヤリティ、手数料または負担金である旨証明する証明書^イの交付を大臣に申請することができる。
- (2) 申請は、法律で定められた内容を持つ形式を有するものでなければならず、非居住者が証明する協定または取決め条の写しが添付されていないといけない。
- (3) 大臣は、本条に基づいて作成された申請書が真実であると確認し、かつ公共の利益のために得策であると判断するとき、大臣が妥当と考える条件に従うことを条件として、申請に関する証明書を交付することができる。

- 第43条 (1)会社が支払わねばならない承認済ロイヤリティ、手数料または負担金は、それに関する協定または取決めの期間満了の前になんらかの理由によって支払う必要がなくなったときは、関係会社は、ロイヤリティ、手数料または負担金を支払う必要がなくなった日から30日以内にそれについての通知を大臣に提出しなければならないものとする。
- (2) 本法42条により証明書が交付された会社は、大臣の事前承認なしに、それに関する協定または取決めの条件を修正あるいは変更してはならない。ただし、承認済ロイヤリティ、手数料または負担金の額が減額される場合を除く。かつかかる場合においては当該会社は、かかる金額が減額された日から30日以内に大臣に対し通知しなければならない。

第44条 本法第45条および第46条によって規定される免税は、検査官が、承認済ロイヤリティ、手数料または負担金に関するかかる免税が、非居住者の居住国においてその課税負担の増加をもたらすものではないと確認しうる場合にのみ適用されるものとする。

第45条 (1)所得税法第43条の(b)項にかかわらず、会社が非居住者に支払うべき承認済ロイヤリティ、手数料または負担金について賦課できかつ支払い可能な、各課税年度

の課税は、かかる承認済ロイヤリティ、手数料あるいは負担金の金額の20パーセントの比率であるものとする。

- (2) 大臣は、公共の利益にとって得策であると認めるならば、かかる承認済のロイヤリティ、手数料または負担金が免税されることを証明することができる。

第46条 本法第45条に従って、承認済のロイヤリティ、手数料または負担金に関し支払うべき税金が、減額された20パーセントの比率であり、かつ検査官が、かかるロイヤリティ、手数料または負担金の金額もしくは一部がかかる支払いを行なった会社の金額もしくは一部がかかる支払いを行なった会社の普通株式資本の取得に使用されたことを確認した場合は、当該支出に等しい所得額は免税されるものとする。

第VII編

雑 則

第47条 本法の規定に基づいて会社が行なった申請または会社に交付された証明書の内容は、当該会社が要求する場合を除いて公表されないものとする。

ただし、大臣は、かかる証明書が交付された会社もしくはその証明書が取消された会社の名称、およびかかる証明書が明記している産業および製品または水産物を、官報に告示することによって公表することができる。

第48条 (1)大臣は、本法の規定に基づいて証明書が交付された会社が本法の規定もしくはそれによって制定された施行規則、あるいはかかる証明書に課せられた条件に違反もしくは従わなかったと判断するときは、書面による通告をもってかかる通告の送達の日から30日以内に、当該証明書が取消されるべきでない理由を明示するよう当該会社に要求することができる。かつ大臣は、事件のすべての事情を考慮して、得策であると判断するならば当該証明書を取消することができる。

- (2) 本条第1項により証明書が取消されたとき、大臣は、当該証明書の発行の日でもありうるが、その取消しが効力を発生する日を明記しなければならない。かつ本法の規定はかかる日付から当該証明書に関して効力を失うものとする。

第49条 別に規定がない場合、本法のいかなる規定も、本法の規定に基づいて証明書を交付された会社が当該会社

の課税負担の査定にあたっていかなる点においても、検査官に申告をなすことあるいは所得税法の諸規定に従うことを免責するものではない。

第50条 (1)本法の第29条もしくは第35条の規定もしくはそれに基づいて制定された施行規則に違反しもしくは従わなかった者は、本法の下での犯罪要件を構成しかつ有罪決定によって1万ドル以下の罰金もしくは2年以下の禁固、または罰金と禁固の双方に処せられるべきものとする。

(2) 次の事項のいづれかに該当する者、すなわち

(a) 上級検閲吏または検閲吏が、本法あるいはそれに基づき制定された施行規則に基づく義務の遂行のために行動するのを妨げる者、あるいは

(b) 上級検閲吏または検閲吏に対して送り状、船荷証券、証券地もしくは検査証明書またはかかる官吏が要求する輸出製品または輸出水産物に関係ある書類を提出するのを怠る者は、

本法の下での犯罪要件を構成しかつ有罪決定によって、5,000ドル以下の罰金もしくは12カ月以下禁固もしくはかかる罰金と禁固の双方に処せられるものとする。

(3) (a) 上級検閲吏または検閲吏がその情報の収集を本人の義務とし、またかかる情報を与える立場にある者に、かかる情報の提供を要請したにもかかわらず、本人が上記の情報提供を拒絶したりあるいは虚偽であると知っているかまたは信じる理由のある情報を真実の情報として提供するときは、その者は本法に基づく犯罪について有罪であるとされ、有罪決定によって5,000ドル以下の罰金または12カ月以下の禁固の双方に処せられるものとする。

(b) かかる情報の全部もしくは一部が真実でなかったりまたは不正であることが判明したときは、かかる情報またはその一部が犯罪の意図もしくは詐欺の意図を持たず不注意にて提出されたものである、あるいは情報提供者が用意した通訳者が誤った通訳をしたかまたは十分に通訳しなかったものであると申立てすることとは証明とはならない。

(c) 本項の規定は、何人にも、犯罪の責任または処罰もしくは没収を受けるおそれのあるような情報を提供するよう強制するものではない。

第51条 本法第29条、第35条または第50条またはそれに基づいて制定された施行規則によって罰しうる犯罪を犯そうとする者もしくは上記の犯罪の遂行を教唆する者は、かかる犯罪に対して規定されている処罰を受けるものとする。

第52条 本法第29条、第35条または第50条あるいはそれらに基づいて制定された施行規則に基づく犯罪に関しての起訴は、検査官が権限を与えた官吏もしくは上級検閲吏がこれを行なうことができる。

第53条 (1) 検査官によって権限を与えられた官吏または上級検閲吏は、かかる犯罪を犯したと合理的に疑うことのできる者から1,000ドル以下の金額を受領することによって、示談にしようとする犯罪である旨法律で決められている犯罪は示談にすることができるものとする。

(2) かかる金額が支払われたときは、犯罪を犯したと合理的に疑われている者は、拘留されている場合は釈放され、押収されている財産は押収を解除され、かつかかる者または財産に対してそれ以上の訴訟手続きはとられないものとする。

第54条 抵換する成文法の規定があったとしても、地方裁判所または治安裁判所は、本法第29条、第35条または第50条の下での犯罪を公判に付し、かつかかる犯罪について十分な処罰を裁定する裁判権を有するものとする。ただし、治安裁判所は12カ月を超える期間の禁固刑を課すことはできないものとする。

第55条 (1) 本法第29条、第35条または第50条もしくはそれに基づいて制定された施行規則の下での犯罪が会社によって行なわれたときは、犯罪を犯した当時において取締役、秘書役もしくはその同様な会社の役員であった者またはかかる資格において行動していた者は、当該犯罪がその者の同意もしくは黙認なしに行なわれたものであることおよびその資格における職務の性質ならびにすべての事情を考慮してかかる犯罪の遂行を防止するために果すべきことをすべて果したということを証明しない限り、当該犯罪について有罪とみなされるものとする。

(2) 何人たりとも本法第29条、第35条または第50条によって行為、怠慢、不注意または義務不履行のために何らかの処罰、刑罰もしくは没収に処せられるときは、事務員、従業員または代理人もしくはかかる代理人の事務員また

は従業員のすべてのかかる行為、怠慢、不注意または義務不履行に対するものと同様の処罰、刑罰または没収に処せられるものとする。ただし、かかる行為、怠慢、不注意または義務不履行が、事務員または従業員によってその雇用中に、あるいは代理人によってかかる者の代理を行なうときに、もしくは代理人の事務員または従業員によってその雇用中の行為の際に、犯された場合は、その本人が本案の下に責任を負うべきである状況の下に犯されたものと解する。

第56条 政府の官吏によってその義務遂行中になされた行動は、本法の下での犯罪とはみなされないものとする。

第57条 (1)大臣は、本法の規定を実施するために必要または得策である規則を制定することができるものとする。

(2) 前記の権限の一般性に対し権利を侵害しなければ、大臣は、次の事項のすべてまたはいづれかに関して施行規則を制定することができるものとする。

- (a) 本法に基づき法律で定めることを必要とされる事項、
- (b) 本法に基づく証明書の申請と交付に関する手続き、
- (c) 本法に基づいて交付される証明書に課せられる条件、および

(d) 本法の目的のための要求される経過および販売報告ならびに会計報告書を含む情報の提供。

(3) 大臣は、本法に基づいて法律で定めることを要求されているかまたは定めることができる書式を定める権限をいかなる個人または当局にも文書をもって与えることができる。

(4) 本法に基づくすべての施行規則は、公表後できるだけ速やかに議会に提出されなければならない。

第四編

経過規定

第58条 (1)1959年の先発産業（所得税免除）法の廃止にもかかわらず、

(a) 上記の法律に基づいて承認された先発企業は、本法の下での先発企業とみなされるものとし、かつ本法の規定は適宜かかる企業に拡大適用されるものとする。

(b) 上記の法律に基づいて用意され、作成され、与えられまたは交付された申請、宣言、指示、文書、同意、証明書または通告は、事情に応じて、本法に基づいて

用意され、作成され、与えられまたは交付されたものとみなされるものとする。

(2) その他のいかなる成文法および文書においても、文脈上別段の解釈がされない限り、1959年の先発産業（所得税免除）法の規定に対する言及は、本法の相当規定に対する言及として解釈されるものとする。

